別表六（十六）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の11第２項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　⑽」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載すること。

別表六(十六)付表を削る。

別表六(二十五)を別表六(二十九)とする。

別表六(二十四)の表中

供用年度のリース特別控除額 （別表六(二十五)「6」の供用年度分）

を

供用年度のリース特別控除額 （別表六(二十九)「6」の供用年度分）

に、

供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実額の合計額 （別表六(二十五)「7」の合計）
供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過
（別表六(二十五)「9」の供用年度分）

施
額

を

供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額 （別表六(二十九)「7」の合計）
供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額 （別表六(二十九)「9」の供用年度分）

に改め、同表の記載要領第二号中「「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額（別表六(二十五)「9」の供用年度分）⑲」」を「「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額（別表六(二十九)「9」の供用年度分）⑲」」に改め、同表を別表六(二十六)とする。

別表六(二十三)及び別表六(二十三)付表を削る。

別表六(二十一)の表中

調整前法人税額超過構成額 （別表六(二十三)「7の㉗」）

を

調整前法人税額超過構成額 （別表六(二十七)「7の㉙」）

に改め、同表を別表六(二十六)とし、同表の次に次の二表を加える。